

第1回 横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	平成30年6月12日(火) 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	障害福祉部大会議室 (KRCビル6階)
出席者	鈴木委員、上甲委員、永岡委員、小川委員、須山委員、鶴見委員、倉澤委員、森委員
欠席者	なし
開催形態	公開 (傍聴者3人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三者評価委員会の趣旨及びラポール上大岡指定管理者の選定について 2 委員長及び職務代理者の選出について 3 会議の公開について 4 横浜ラポール第三者評価項目及びラポール上大岡選定評価申請要項(案)、業務の基準(案)等について 5 今後のスケジュールについて 6 その他
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に鈴木委員、職務代理者に鶴見委員を選任した。 2 横浜ラポール第三者評価項目及びラポール上大岡指定管理者選定評価項目等について確定した。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 第三者評価委員会の趣旨及びラポール上大岡指定管理者の選定について 事務局から委員会の趣旨及び提案者の非公募による選定等について説明。 (特に意見なし) 2 委員長及び職務代理者の選出について 委員の互選により鈴木委員を委員長に、鈴木委員長の指名により鶴見委員を職務代理者に決定。 3 会議の公開について 事務局から会議の公開及び会議録等の公表について説明。公開を決定。 4 横浜ラポール第三者評価項目及びラポール上大岡指定管理者選定評価項目等について 事務局から案を説明後審議し、事務局案を一部修正し確定した。 <p>【主な質疑】</p> <p>委 員：(第三者評価項目について) 評価項目の順番と提案書の順番に違いがあるが、組み替えをしたのか。</p> <p>事務局：組み替えはしていないが、前回提案時の評価内容で「横浜ラポールの第2期指定管理期間における実績評価」としている項目等について、今回評価いただく内容が「第3期指定管理期間中の実績」となるため、評価項目から外している。</p> <p>委 員：名称については横浜ラポールとラポール上大岡でややこしいと感じる。愛称は付けないのか。</p> <p>事務局：横浜ラポールとの一体運営を考えてラポール上大岡という名称にした。開所後、愛称等については利用者から意見が出てくれば検討する。</p> <p>委 員：横浜ラポールの第三者評価とラポール上大岡の選定評価は次回の会議で一緒に行うのか。</p> <p>事務局：第2回目で第三者評価、第3回目で選定評価を予定している。</p>

	<p>委員：ラポール上大岡の評価項目で基準である60%に達しない場合の取り扱いはどうなるのか。</p> <p>事務局：提案書の出し直しとなる。</p> <p>委員：南部とはどこを指すのか。また北部の利用者はラポール上大岡を使えるのか。</p> <p>事務局：港南、南、栄、金沢区等が挙げられるが厳密なものではない。もちろん北部の利用者も使用できる。ただしラポール上大岡の施設規模から、できない種目があるため、その場合は横浜ラポールを利用いただくこととなる。</p>
議 事	<p>5 今後のスケジュールについて 事務局から今後のスケジュールについて説明。</p> <p>6 その他 第三者評価項目の配点について、委員から提案を踏まえ、事務局から修正案を提示し確定した。</p> <p>【主な質疑】</p> <p>委員：第三者評価項目で点数を設けていない斜線部があるが、点数を付ける余地があるのだから設定をした方が良いのではないのか。</p> <p>事務局：事務局で検討の結果、提案書をさらに上回ると判断できる項目については評価の可能性があるため、斜線を外し点数を付けることとしたい。</p> <p>委員：第三者評価項目の配点方法修正について事務局案で異議はない。</p>
資 料 ・ 特記事項	<p>1 配布資料</p> <p>(1) 横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</p> <p>(2) 「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」評価項目一覧（案）</p> <p>(3) 「横浜ラポール」評価用確認資料及び参考資料一式 第三期提案書、協定書（業務仕様書含む）、「横浜ラポール」業務の基準</p> <p>(4) 「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」指定管理者評価項目一覧（案）</p> <p>(5) 「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」指定管理者 申請要項</p> <p>(6) 「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」指定管理者 業務の基準</p> <p>(7) (参考) 関係の要綱、指針等の抜粋</p> <p>2 特記事項 第2回及び第3回委員会の日程は後日調整することとなった。</p>